

令和3年第2回
美唄市議会定例会会議録
令和3年6月14日(月曜日)
午前10時00分 開会

消 防 長 相 馬 一 司 君
総務部総務課長 平 野 太 一 君
総務部総務課長補佐 高 橋 修 也 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(14名)

議 長 金 子 義 彦 君
副議長 桜 井 龍 雄 君
1 番 森 明 人 君
2 番 伊 藤 真 久 君
3 番 齋 藤 久 美 夫 君
4 番 山 上 他 美 夫 君
5 番 山 崎 一 広 君
6 番 川 上 美 樹 君
7 番 楠 徹 也 君
8 番 松 山 教 宗 君
9 番 本 郷 幸 治 君
10番 紫 藤 政 則 君
12番 谷 村 知 重 君
13番 小 関 勝 教 君

◎出席説明員

市 長 板 東 知 文 君
副 市 長 市 川 厚 記 君
総 務 部 長 猪 谷 憲 恭 君
市 民 部 長 松 田 公 史 君
保 健 福 祉 部 長 高 橋 英 雄 君
経 済 部 長 土 屋 貴 久 君
都 市 整 備 部 長 米 澤 勝 君
市立美唄病院事務局長 今 澤 清 隆 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 村 谷 昌 春 君
次 長 門 田 昌 之 君

午前10時00分 開会

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

5 番 山崎一広議員

6 番 川上美樹議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により順次発言を許します。

4 番山上他美夫議員。

●4 番山上他美夫議員(登壇) 令和3年6月第2回定例会において、大綱1点を質問いたします。

質問に先立ちまして、一言、謝意を申し上げます。新型コロナウイルスワクチン接種に関し、3月から始まりましたワクチン接種に向けて休日も返上し、日々ご努力されている医療関係者、並びに市の担当部署の方々の労をねぎらうとともに、心から感謝を申し上げます。今後もワクチン接種の完了に向けて、さらなるご尽力を賜りたく、よろしく願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

大雪による中心街の倒壊家屋について、4点質問いたします。本年3月10日に国道12号線沿いの店舗3件が大雪で倒壊、もしくは被害を受けましたが、美唄市は国道12号線を通行止めにし、緊急処置として倒壊家屋の解体を行いました。しかし、3か月経った現在の状況は、倒壊現場をブルーシートで覆い、ネットで飛散を防いでいる状況であり、見た目にも甚だしく見苦しい状況であり、美唄市の印象はとても悪いものであります。一刻も早く倒壊家屋が撤去されるよう望む市民の声を多く耳にするところであります。現場は美唄の中心街であり、1日に1万5,000台の車両が通過する国道12号線に面しており、ブルーシートとネットで覆った現状は、今後、台風が通過した場合には、ブルーシートやネット、そして倒壊物が飛散し、国道が再び通行止めになることも想定され、さらには、人身に被害が及ぶことも考えられます。また、空知理容美容専門学校も解体されておりますが、ネットを被せたまま放置された状態で、南美唄の倒壊店舗は野ざらし状態であります。倒壊した建物をこのまま放置することは危機管理上において、市としての責任の放棄であると考えております。もし、現状の放置により事故が起きた場合には、倒壊家屋の持ち主の責任とともに、市の管理責任も問われることになると考えられ、市として、現状改善の積極的な対応が望まれるところであります。そこで、以下4点についてお伺いいたします。

1点目、現在、倒壊瓦礫が撤去されていない状況ですが、市は災害対策法により、緊急処置が必要と判断した上での応急対応をした

と承知していますが、市はそのまま放置された倒壊瓦礫の処理に関し、所有者等をどのように把握して対応したのか。さらには、倒壊店舗3軒と、空知理容美容専門学校の所有者の状況や持ち主の解体撤去の意向について、どのように把握し、対応しているのか、お伺いいたします。

2点目として、3月10日の倒壊時に市が行った大通り3軒の解体作業に関わる経費はいくらであったのか、個々の建物ごとにお伺いいたします。

3点目、緊急解体作業に要した費用の扱いは家主に請求をしたのか。または、市が負担したのかについても、お伺いいたします。

4点目、現状はブルーシートとネットで現場を覆った状態ですが、撤去の見通しについては、市はその期限等について考えておられるのか、その点についてもお伺いいたします。以上4点について市長にお伺いし、この場からの質問を終わらせていただきます。

●市長板東知文君（登壇） 山上議員の質問にお答えします。

倒壊家屋3件と理容美容学校の現状についてであります。国道12号沿いの3軒の店舗につきましては、構造上一体的になっている南側2軒の店舗のうち、1軒は市による応急措置後の対応を所有者責任において行っただくよう依頼しており、また、もう1軒につきましては、相続関係者の把握が出来ましたので、今後、撤去等について協議を進めてまいります。残り1軒の独立している店舗につきましては、所有者が解体に向けて、事業者と調整中と伺っております。また、旧空知理容美容専門学校につきましては、これまで

に、代表清算人と文書や電話で撤去等について協議を行ってきたところではありますが、対応がなされていない状況にありますので、今後につきましては、早期解決に向けて、法的手段を含め、必要な対応に取り組んでまいります。

次に、倒壊時に美唄市が行った危機対応に要した費用の金額についてであります。災害対策基本法第64条第2項に基づき、実施しました応急措置に要した解体費用につきましては、構造的に一体となっている南側の店舗では、2軒合わせて284万9,000円、旧空知理容美容専門学校につきましては、44万円となっております。なお、残り1軒につきましては、崩落等の被害がないことから、市による応急措置は行わず、所有者による一部解体が行われたところでもあります。

次に、危機対応に要した解体費用の処理方法についてであります。国道沿線の3件の店舗のうち、構造上一体的になっている南側2軒の店舗及び旧空知理容美容専門学校の解体費用につきましては、災害対策基本法第64条第5項に基づき、請求出来ないものと考えております。

次に、撤去処理の見通しについてですが、国道沿いの倒壊店舗につきましては、あくまで所有者の私有財産であるため、市の判断で処分できるものではなく、所有者の責任において、適正な管理を行っていただくことが原則であります。そのため、関係法令に基づき、関係部局が連携して、所有者に対して早急な撤去等の対応をしていただくよう、引き続き助言・指導等について取り組んでまいります。

●4番山上他美夫議員 自席から再質問させていただきます。

倒壊家屋の現状についてですが、中央の国道12号線沿いの中央の建物につきましては、以前から相続放棄物件であると聞いておりましたので、昨年9月末に喫茶店が退店した後に、私は市の担当部署に対して、相続人の調査を早急に行い、建物の管理を進めていくべきだと申し入れておりました。答弁の内容では、相続の把握が出来たということですが、相続人の相続の意思確定には時間を要し、決定にかなり難局を感じるものと思います。相続人の意思決定が遅れて、倒壊家屋の現状が放置されることは、はなはだ遺憾なことであり、いつ頃、相続人の意思確定の目途がつかのか、その時期についてお伺いしたいと思います。また、空知理容美容専門学校は代表清算人と協議中とのことなので、債権者は美唄市を含め、他にもいることとなり、難しい交渉だと思っておりますが、市は法的に固定資産の差し押さえを行い、市の資産として、倒壊家屋の撤去と整地を行って、都市環境の整備をしてはどうかと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、答弁の中で市が負担した解体費用が災害対策基本法に基づけば、所有者には費用請求出来ないとのことですが、このことが市民に知れ渡った場合に今後においては空き家を所有する市民は、空き家を放置しておけば市が片づけてくれると、そういう慣例にならないのか心配するところではありますが、市の考えをお伺いいたします。

最後に、解体家屋に関する美唄市の対応は災害対策基本法に基づき、3月10日の応急処

置で市の役割は終えていると聞いておりますが、しかし、倒壊した家屋をそのまま放置することは危険であり、景観としても見苦しく、まちの価値を著しく損ない、市民にも不安を与えている現状を一刻も早く改善されるように美唄市として、ここの持ち主に対して早急な解体、撤去を強く要望する等の行動が出来ないのか、市長の見解をお伺いしたいと思っております。

●市長板東知文君 山上議員の質問にお答えします。

市が負担した解体費用についてでございますが、本来建物の管理は所有者の責任において行うものであり、管理不全な建物を放置し、第三者に危害を与えた場合、重大な責任を問われることになることから、所有者に対しましては、日頃から建物の管理を適切に行っていただくよう、空き家の適正管理に関するパンフレット等を通じて啓発に努めているところでございます。今後につきましても、広報紙メロディーや、市ホームページなどの活用を図りながら、広く周知徹底に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、解体した建物の対応についてでございますが、市としましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法などの関係法令に基づき、早期に所有者や相続人の実態を把握し、所有者に対して早急な撤去等の実施について、助言・指導等を行うとともに、関係機関と連携しながら改善が図られるよう、法的手段も含め、必要な対応に取り組んでまいります。なお、空き家対策につきましては、様々な課題がございまして、全国的な社会問題となっているところでございます。全国市長会におき

ましては、国に対して、空き家の利活用、除却に促すための制度の拡充や固定資産税等の住宅用地特例の在り方、さらには、空き家の除去等に対する財政措置の拡充など、空き家対策の推進に関する提言を行っているところであり、今後これらに対する国の動向を踏まえ、さらに適切に対応してまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

9 番本郷幸治議員

●9 番本郷幸治議員（登壇） 令和3年第2回定例会に当たり大綱2点、市長にお伺いします。

大綱の1点目は、地域医療についてであります。市立病院の建替え計画についてお伺いします。既に新病院の建設につきましては、基本設計に入る段階になっておりますが、基本構想から始まり、現在に至る過程の中で、疑問に思った点について何点かお伺いします。現在進めています新病院建設には、立地適正化計画における保健福祉総合施設がなくなり、新病院内に地域包括センターを取り込むとのことであり、これは従来の立地適正化計画とは異なった内容であり、なぜ、このような変更をされたのか理解が出来ません。私は当時の立地適正化計画策定に関わった市民の方から将来の理想とするコンパクトなまちづくり計画を定めるため、広く様々な市民意見を聞かしてほしいとの、ぜひとも、市民委員会に参加してくださいという市の求めに応じて、委員会に参加したということ聞いております。この計画に関わった市民の方は計画内容を真剣に考え、他の市民委員の方々と様々な議論を重ね、美唄市に意見書を提出し、出来

上がった計画に対し、昨今の新聞報道等からそれらが一方的に無視される記事ばかりが目につき、これでは何のために委員会に参加して苦勞したのか、全くわからないと言っておりました。市長がかつての立地適正化計画に参加していただいた市民委員の苦勞を一体どのように受け止めているのか。そこで、改めて質問いたします。市長が考える市民との協働のまちづくりとは、さらには、市民との合意形成とは一体どのようなものなのか。また、どこにその信念を置いているのか、お伺いします。また、新病院にかかる年間の市の負担額についても改めて市長にお伺いします。これまで市の答弁では、総事業費35億円と想定し、さらには立地適正化計画により、交付金を見込めないとした場合、年間6,400万円と推計しているとのことでもあります。前回の市の負担は6,600万円でしたので、これでは何も安くなっていないばかりか、ましてや前回の6,600万円には保健福祉総合施設を取り込んだの価格であり、今回は病院単体で6,400万円、しかも床面積は前回よりも1,200平米も小規模となっております。これでは市民負担を減らすどころか、実質、市民負担増とみなして何ら不思議ではありません。このような市民負担に対する考え方についても、あわせてお聞かせください。

大綱の2点目は、ただいま同僚議員の方からも災害対策についての質問がありました。私も質問させていただきますけど、若干視点が違いますので質問を続けさせていただきます。災害対策基本法に基づく豪雪被害について伺います。昨年来から降り始めた大雪は近年において歴史的な豪雪となり、道路の除排

雪が難航するなど、都市機能に大きな支障をもたらし、空き家の倒壊や農業ハウス等の被害など、様々なところに甚大な被害が発生しました。こうした状況下において、私が最も懸念していたのは、豪雪災害により多くの建物が倒壊し、その周辺環境に多大なる危険をおよぼしてしまうという現実であります。今年の3月に発生した国道12号線沿いの空き店舗の倒壊は全国ニュースでも取上げられたほどの話題となり、北海道の大動脈ともいえる国道12号線の全線通行止めは道内の物流に少なからず支障を及ぼしたことに相違ありません。国道沿線の空き店舗の倒壊事故は既に数か月が経過しておりますが、現場は依然としてシートがかけられたままの状態が続いております。この他にも豪雪により倒壊した旧理容美容専門学校や、さらには半壊した建物等が多く残っている現状もあります。国の方針によれば、災害発生時はもとより、普段から災害対策基本法を念頭に対処することが重要であるとの考え方を明確に示しております。本市においても、このような国からの指導方針を厳重に受け止め、適正な対応を速やかに実施すべきとの立場にあるとの認識があると思いますが、そこで、以下の2点について市長の考え方をお伺いします。

その1つ目は、国道沿線の空き店舗に関して、報道によれば、市が直接解体を行ったとありましたが、市が直接解体を行った経緯について指導系統はどのように行ったのか。次に、豪雪対策本部との関連はどのように行ったのか。さらには、その根拠法令、経費の額及び財源の支出先を伺うとともに、所有者及び処分合意の確認方法と時期を伺います。ま

た、解体に要した費用を今後、所有者に対して請求すると新聞報道にありましたが、全額を請求する考えでいるのかも伺います。

2つ目として、国道を通行止めにして、解体を行った件に関して、道路管理者及び警察署との協議経過と通行止めの期間、及び日時について。さらには、迂回交通した際の問題点はなかったのか伺います。

●市長坂東知文君（登壇） 本郷議員の質問にお答えします。

市立美唄病院の建替えについてであります。初めに市立美唄病院建替え基本構想・基本計画の策定につきましては、美唄市まちづくり基本条例の基本理念と基本原則、それから参画協働などの規定に基づき、市民との合意形成に取り組んできたところでございます。策定にあたりましては、この先訪れる超高齢社会を見据え、本市にとって必要な市立美唄病院とは何かを市民目線で明確化するため、「市立美唄病院建替え基本構想・基本計画策定市民委員会」を設置し、安心して住み続けられる医療の提供とは何か、さらには、住み慣れた地域で人生の最後まで過ごすこと、そのために必要な介護、福祉、住まいなど、地域包括ケアシステムの構築についての議論を行い、桜美林大学老年学総合研究所所長である鈴木隆雄教授を初めとする専門家のご支援を受けながら、延べ5回の会議で議論を深め、昨年12月28日にご提言をいただいたところであります。この提言を踏まえ、1月26日には市民委員会に構想・計画の素案の説明と提言の反映か所をご確認いただき、その後、市民へのパブリックコメントでは、市民の皆さんから7件のご意見をいただき、3月24日に市

議会地域医療体制等調査特別委員会での議論を経て、成案として構想・計画を取りまとめたところでございます。このような手続きを経て、4月11日に市民説明会を開催し、構想・計画概要説明のほか、市民委員会の正副委員長より、市民委員会での提言をまとめるまでの議論経過及び構想・計画への反映について報告をいたしました。説明会では参加された24名のうち7名の方からご意見をいただき、市民委員会の提言内容の反映状況、事業費の考え方、地域包括ケアシステムの構築の方法、運営形態などについて、多くの皆さんと意見交換を行ったところでございます。こうした市民の意見を反映した構想・計画につきましては、新病院建替えに向けて、総務省及び北海道医療関連近隣自治体など、医療連携や医師確保のため、関係機関に説明に伺い、ご理解をいただいているところであります。また、現在進めております基本設計の設計者の選定及び計画策定におきましても、市民参加型のプロポーザル方式を実施するなど、引き続き市民主体の病院づくりに取り組んでまいります。次に、市民負担につきましては、基本設計の取り組みとあわせて、病院事業債、過疎対策事業債のほか、立地適正化計画の趣旨を踏まえた都市再生整備計画事業などについて、関係機関と協議を進めているところであり、今後も国や北海道などからの有利な財源の確保に向けてできる限り取り組んでまいります。

次に、国道沿線の空き店舗についてでございますが、市が解体を行った経緯等につきましては、国道沿線の3軒の店舗のうち、構造上一体的となっております南側2軒の店舗において、国道に倒壊する恐れがあったため、3

月10日、国道12号線が通行止めになったところでもあります。このことを受け、市では倒壊による被害の拡大を防止し、国道の早期通行止め解除を図るため、緊急的に建物を解体する必要があると判断し、災害対策基本法第64条第2項に基づいた応急措置として、3月11日に2件の建物の一部を解体したところでもあります。残り1軒につきましては、崩落等の被害もないことから、市による応急措置は行わず、所有者において建物の一部解体が行われたところでもあります。市の応急措置に要した費用は284万9,000円であり、同法律ではこの金額を請求出来ないものと考えております。次に、所有者への確認方法につきましては、市が解体した2軒のうち1軒については、解体前に所有者宅を訪問し、合意を得ておりますが、もう1軒につきましては、所有者が把握出来なかったことから、合意は得ていないところでもあります。また、旧空知理容美容専門学校につきましては、豪雪により屋根が大きく崩壊したことから、緊急性があると判断し、災害対策基本法に基づく応急措置を実施したところであり、経費は44万円と同く法律により、請求は出来ないものと考えております。次に、国道の通行止めにつきましては、道路管理者である北海道開発局札幌開発建設部岩見沢道路事務所及び美唄警察署と市の3者において協議を行い、結果として3月10日、午後9時15分から3月12日午前2時までの期間を通行止めとしましたが、この間、事故等は発生しておりません。

●9番本郷幸治議員 それでは、自席から再質問させていただきます。

初めに地域医療について、質問させていた

だきます。市長は令和3年度の市政執行方針の中で、都市整備については立地適正化計画に基づき、人口規模に見合った魅力ある市街地の形成に向けて、取り組みを引き続き検討して参りたいと、このように明言されております。この度の市立病院の建替えの関係では、保健福祉総合施設を併設しないのであれば、この市政方針との整合性が果たしてとれるんでしょうか。また、保健福祉総合施設の併設をやめることが本市のまちづくりにとって、改めて有効であると考えるのであれば、なぜそのことを新病院建設に関わる基本構想及び基本計画の中で、明確に我々に説明がなかったんでしょうか。新病院建設に関わる市民委員会において、その理由を明確にした上で、市民との合意形成を図らなければならないと考えますが、市長の考え方をお聞きします。次に、災害対策についてであります。空き家等対策に関する法律によれば、空き家はあくまでも所有者及び管理者の責任であり、一定の交渉期間を定めて、解消を図るよう明記されております。ここで言う交渉の期間を定めるとは、所有者等に空き家の管理責任に対する義務の理解を求めた上で、その解消に努めるとした意図があります。この空き家等対策に関する特別措置法に対して、災害対策基本法では、緊急の対応が可能と承知しております。この度のような、豪雪被害による対応は迅速に進めていかなければ、周辺住民の生活環境を著しく悪化をさせてしまうことになるが故に、災害対策基本法では各市町村長は災害が発生し、または、まさに発生しようとしている時には、必要な応急措置を速やかに実施しなければならないとあり、このことか

らも私は迅速な対応が必要なものについては、災害対策基本法に基づき、積極的に対応していくことが重要であると考えます。それゆえに、今現在、美唄市の部署の中にある危機管理対策室、この役割は大変重要であると考えますが、本市の危機管理対策室は災害が発生してから役割が始まるのか。それとも、予防するため平時から災害に備えた役割を担っているのか、その役割について市長にお伺いします。

●市長坂東知文君 本郷議員のご質問にお答えします。

保健福祉施設の併設についてであります。今後の施設のあり方につきましては、これまでの規模の適正化と集約化だけではなく、美唄らしい地域包括ケアシステムの確立に向けて施設の機能を重視するとともに行政サービスの提供に必要な機能を維持しながらも、複合化・転用を初めとした取り組みを進めていくものとしているものであり、今後、必要な機能につきましては、病院内にその機能の役割が果たせるよう、施設の複合化と転用に取り組んでまいります。次に、危機管理対策室の役割についてであります。災害時の被害を最小化する減災の考え方を防災の基本方針としまして、たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視し、災害に強いまちづくりを実現するため、平時から災害に対する備えとして、市民の皆様に対し、災害予防、応急対策等の防災知識の普及及び啓発を図るとともに、円滑な避難を確保するための避難体制の確立や防災資機材の整備に取り組んでいただいております。また、災害が発生した場合においては、災害状況を的確に

把握するとともに、人材、物資、その他必要な資源を適切に配分するなど、迅速かつ的確な応急対応に努めているところであります。市民の皆様におきましては、「自らの身の安全は自ら守る」という考え方のもと、自助・共助による自主的な防災活動に努めていただくとともに、市といたしましては、市民の皆様の生命・財産を災害から守るため、防災・減災対策により一層取り組んでまいります。

●9番本郷幸治議員 再々質問させていただきます。

ただいま地域医療の再質問の中で市長答弁の中で私が質問した、いわゆる保健福祉総合施設を併設しなければってということで、その代替りの対応として、そういう意味でおっしゃられたと思うんですけど、ただいまの答弁の中で施設の機能を重視し、行政サービスに必要な機能を維持しながらも、複合化転用を初めとした取り組みを進めていくとの答弁がありましたけど、これ具体的にどのような取り組み内容なのか、最後にお伺いします。

●市長坂東知文君 本郷議員の質問にお答えします。

施設の複合化・転用に伴う具体的な取り組みの内容についてでございますが、これからの美唄の医療のあり方としましては、「治す医療」から「治し支える医療」への転換が必要とされており、こういった中で「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」、これらが一体的に提供される地域包括ケアシステム、こういったシステムを本市の特性を生かしながら、作り上げていくことが大事だと考えております。こういったシステムを効果的・効率的な医療や介護サービスなど、生活支援サー

ビスがいわゆる日常生活圏域で適切に提供される仕組みづくり、これを目指すことが大変重要であると考えております。このためには切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築、それから医療・介護関係者の情報共有、人材育成、予防及び感染症対策に向けた取り組みなどが必要でありますことから、医療、福祉、介護等関係機関と十分な連携を図りながら、美唄らしい地域包括ケアシステムの構築に向けて、基本設計の中で十分こういったことを検討し、反映するよう取り組んでまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

3番齋藤久美夫議員。

●3番齋藤久美夫議員（登壇） 昨年当初からの新型コロナウイルス感染症は、一向に収まる気配はなく、逆に今年の4月からは第4波が到来し、感染者も激増して、他都府県では4月下旬に緊急事態宣言が発せられ、5月に入り、札幌でも新型コロナウイルス感染者が急増し、まん延防止等重点措置の適用を受け、その直後に道内においても新型コロナウイルス感染者が過去最多を更新したため、その1週間後の5月16日には全道が対象となる緊急事態宣言が発令され、かつ、その適用期間も当初5月16日から同月31日であったものがさらに延期され、今月6月20日となって現在に至っておりますが、そんな中で令和3年第2回定例会にあたり、大綱1点新型コロナウイルス感染症に伴う本市独自の各種支援事業について、そしてさらにその大綱の中で、大きく2項目について市長にお伺いいたします。

令和2年当初からの新型コロナウイルス感染症により、同年4月に第1回の緊急事態宣言が

発せられ、新しい生活様式、外出の自粛や休業要請等の感染防止に必要な協力要請により、国民生活や経済に甚大な影響を及ぼしました。よって、国と道は各種経済支援及び生活支援を国民や事業所等に実施してまいりましたが、本市においても、国と道の支援と相まって、独自の支援を実施してまいりましたが、そこで1つ目、令和2年度の新型コロナウイルス感染症に伴う経済支援事業及び生活支援事業の実施状況とその成果分析についてであります。経済支援事業の主なものは、4月に新型コロナウイルス対策緊急資金、これはつまり運転資金として経営に支障が生じている中小企業等に対する資金融資の円滑化を図るとともに、また、「びばいプレミアム飲食券」を販売し、市内飲食店利用者の減少による消費の喚起を行いました。5月には新型コロナウイルス感染症対策経済支援事業として、一定以上の減収があった場合には、「びばい経営支援金」や道の休業要請の協力店舗等に対しては、本市独自の支援金の上乗せを実施し、さらに10月には、「がんばろう！びばい応援券」を地域消費を喚起して経済活性化を図るためのプレミアム券として発行いたしました。そして今年に入ってから2月に中小企業等の事業継続の下支えとして、本市独自の経営支援金事業を昨年5月に続いて第2次事業として実施いたしました。一方、生活支援事業では昨年の5月に国の子育て世帯への「臨時特別給付金支援事業」に合わせて、本市は6月、「美唄市子育て支援給付金事業」として、国の子育て世帯臨時特別給付金に上乗せ支給を実施し、さらに9月には、この「美唄市子育て支援給付金事業」の支援金対象要件を拡充し、より

多くの子育て世帯に支援金を給付できるようにいたしました。そして今年2月には、国の「ひとり親世帯臨時特別給付金事業」においても、本市は「美唄市ひとり親支援給付金支給事業」として、児童扶養手当支給者、公的年金受給者、家計が急変した方々への給付を実施し、翌3月からは、「がんばろう！学生」美唄産米応援プロジェクト」や「学生応援支援金給付事業」で市内外在住学生の応援を実施中ですが、以上の主な施策事業等について、お答え願います。

そして2つ目は、冒頭でも述べましたが、新型コロナウイルス感染症の第4波の中、感染者発生数は5月中旬頃に比べ、減少いたしました。依然高止まり状態である中で、一方で、コロナワクチン接種は本市においても、5月中旬に高齢者から始まって、順次、基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者、そしてそれ以外の方と予定され、6月11日現在、65歳以上の接種希望者7,012名に対し、3,960名、約56%の方が1回目の接種を終了していると聞いておりますが、ここ近日においても、道内の感染者数が昨日を除き、200人弱の日が続き、コロナワクチンの効果のあらわれる時期や、緊急事態宣言の解除についても予定の期間で解除されるか否か不透明な中で、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大、縮小の見通しや、それに基づく経済支援、生活支援の実施の見積りも難しいものと思います。しかしながら、コロナワクチンの効果を期待しつつも、そうでない場合における対策も事前に見積もっておくことも必要であり、例えば、新型コロナウイルス感染症が今後縮小、やや縮小、変化なし、悪化、さらには縮小後の再

拡大等の区分を設け、これによる本市の経済活動等に影響ある事象を列挙し、さらにその重要度に応じ、優先順位を確立して、その時々状況により、適時適切な施策事業の執行を望むものでありますが、そこで本市として、令和3年度の新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じる各種支援事業等についての考え方や、その方向性について、市長にお伺いいたします。

●市長坂東知文君（登壇） 齋藤議員の質問にお答えします。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症に伴う経済支援事業、生活支援事業の実施状況とその成果・分析についてであります。これまで補正予算として計上し、実施してまいりました市の独自事業について、時系列で申し上げます。初めに、経済支援事業の実施状況につきましては、補助事業といたしまして4月には市内飲食店組合とびばい商品券運営協議会が取り組む「プレミアム付飲食券及び感染症対策事業」を実施し、463万円を支援したところであり、20%のプレミアム付商品券につきましては3,000セット完売し、1,791万円が利用されました。また、あわせて融資制度としまして、「新型コロナウイルス感染症対策緊急資金」を新設し、58件、2億4,650万円の融資斡旋を行い、これに伴う利子及び信用保証料756万円を支援いたしました。5月からは事業継続支援としまして「びばい経営支援金休業協力支援金事業」を実施し、経営支援金につきましては453件、1億3,590万円、休業協力支援金につきましては89件、1340万円を支援いたしました。10月からは、消費需要喚起対策としまして「がんばろう！美唄応援

券発行事業」を実施し、30%のプレミアム付き商品券2万セットを完売し、2億5,900万円が利用されました。また、「びばい応援団づくり事業」を実施し、市内宿泊事業者による宿泊プランや宿泊未来券に対し、3,541泊分、1,610万円を支援するとともに、市内店舗で利用できる1,000円商品券2,374枚を発行し、238万円が利用されました。さらに、本年2月には「びばい経営支援金事業（第2次）」を実施し、280件、6,540万円。また、「感染症予防対策補助金」として、美唄飲食店組合に対し558万円を支援しました。以上、8事業を実施し、消費需要喚起としまして、びばい応援券や飲食券、応援団づくり事業の実施により、消費拡大に向けて、3億円を超える市内経済への波及効果があり、さらに、事業継続支援としまして、国や道の支援に加え、約2億4,000万円の融資や、約2億2,000万円の助成などでコロナ禍における厳しい経済状況に置かれた地元事業者に対しまして、一定の経済支援の効果があったものと考えております。次に、生活支援事業の実施状況につきましては、子育て支援として5月からは「美唄市子育て支援給付金事業」を、全給付金事業をいち早く全国に先駆けて実施し、公務員を除く児童手当受給世帯及び児童扶養手当受給世帯に対して、対象児童1人につき1万円を支給したほか、9月からは本事業の支給対象期間の延長を行い、児童手当対象児1,480人、児童扶養手当対象児278人、合わせて1,758人に対し、1,758万円を支給しております。また、本年2月からは、「美唄市ひとり親支援給付金支援事業」を実施し、児童扶養手当受給世帯を対象に174世帯、260人に対し、1,128万円を支給し

ております。これらの事業につきましては、新型コロナウイルス感染症により、様々な負担増の影響を受け、厳しい生活状況を強いられているひとり親世帯などに対し行ったものであり、一定の生活支援の効果があったものと考えております。次に、今後の各種支援事業の考え方及びその方向性についてですが、経済支援事業につきましては、本定例会において、第2弾となる30%のプレミアム付き「がんばろう！びばい応援券発行事業」やコロナ禍に対応した新しい事業展開を行う事業者を支援する「びばい新事業チャレンジ支援金交付事業」をこの度の補正予算として提案しており、今後も国や道の関係機関や商工会議所などの市内関係団体と連携し、取り組んでまいります。次に、生活支援事業につきましては、本年4月から国の事業として、「子育て世帯生活支援特別給付金支給事業」により、低所得のひとり親世帯に対し、対象児童1人につき5万円を給付し、その対象は158世帯、242人支給額は1,210万円となったところであります。また、低所得者のひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯に対して、児童1人につき5万円を給付する国の「子育て世帯生活支援特別給付金支援事業」の補正予算案を本定例会に提案しているところであります。現在、緊急事態宣言が発令され、全国・全道に感染拡大が続き、新型コロナウイルス変異株の感染が急激に広がっている中において、感染者数を着実に減少に転じさせるためには、強い危機感を共有し、経済支援や生活支援、感染症対策などの取り組みを進めていく必要があると考えております。市としましては、極めて厳しい生活を強いられて

いる市民や事業者・団体の皆様が一日でも早く日常の生活や事業活動を取り戻すことができるよう、国や道と連携しながら、感染拡大防止に全力を尽くすとともに、「市民の命と暮らしを守る」対策を切れ目なくしっかりと講じてまいります。

●3番齋藤久美夫議員 自席から再質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援事業のうち、経済支援と生活支援についてお伺いいたしました。生活支援においては、国や道の支援事業と相まって、主に子育て世帯や、今年に入り、市内外在住の学生に対する支援を行ってきておりますが、今第2回定例会においても、先ほど市長が答弁にありました子育て世帯に対する国の支援事業が補正予算として計上されており、引き続き国や道の支援事業に合わせて、本市としても切れ目のない生活支援をその時々の実情に沿って行っていただきたいと思います。一方、経済支援につきましては、これまで数波にわたる新型コロナウイルス感染症拡大における本市の対策の実施時期が遅きに失していないかと、市民や個人事業者から耳にしておりますが、各種プレミアム券の発行や事業者に対する支援も本市の独自色を出しながら、これまで複数回実施し、その執行率もかなりの高率となっていることは承知いたしました。また、この経済支援も生活支援と同じく、今回の定例会における補正予算でプレミアム券の発行においては、これまで2回の実施成果と反映事項を踏まえ、さらに、経営支援金においては、事業者等の声を反映し、新たな視点、発想からの支援の実施を試みようとしているようで

ありますが、しかしながら、今回の緊急事態宣言における道の夜8時以降の休業要請は特定措置区域とそれ以外の区域との営業に関する実質的な違いはなく、休業要請または時短対象、飲食店等々、さらに、これら飲食店と関わりのある事業者等の支援の在り方や並びに観光運送業に対する支援を含めて、今後、美唄の実情や個々の事業者の実態に即した、そして本市独自性のある施策、事業、適時適切かつ、微にいり細に在るやり方での実施を望むものでありますが、市長のお考えを改めてお伺いいたします。決して美唄が買うところもない。食べるところもない。そして飲むところもない。そんな地域にならないように、機微な各種支援施策を講じていただきたいのと、我々会派は昨年当初から、これまで新型コロナウイルス感染症に関わる各種要望書を4回、市長へ提出してまいりましたが、今後においても、新型コロナウイルス対策、新型コロナウイルス感染症の状況及びそれに伴う本市の状況を見据えて、市民や個々の事業者等の実情に即した隅々にわたる支援に関し、市長への要望をしてまいります。

●市長板東知文君 齋藤議員の質問にお答えします。

今後の取り組みについてであります。今後につきましても、引き続き商工会議所をはじめ、関係機関団体と連携し、いち早く市内事業者のさらなる実情といたしますか、把握に努めるとともに、対策におきましては、国や道の動向を十分踏まえ、必要となる経済支援や生活支援、さらに感染症の対策などについて、切れ目のない対策を講じ、美唄の実状にあった対策が講じられるよう、また市民や事

業者にしっかりと政策が行き届くよう、さら
に取り組んでまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

10番紫藤政則議員

●10番紫藤政則議員（登壇） 私は、大きく
3項目にあたりまして、いずれも市長に質問
いたします。既に何人かの方が同種の質問を
しておりますので、なるべく重複を避けて、
ご質問したいと思いますが、そうならない部
分はご容赦いただきたいと思ひます。

最初に、財政運営について。その一つは歳
入の確保についてであります。今議会の本会
議初日に市長から市政報告がございました。
その中で、各会計の決算概要を報告されまし
たが、一般会計に関しまして3億3,000万円の
歳計剰余が出て、そのうち留保、翌年度に繰
り越す財源として約1億を繰り越し、これを
留保財源として残りは貯金に回すと、こうい
う報告がございました。松山議員も触れてお
りましたが、この決算だけ見ますと、黒字で
よかったとなるんですけど、私は今年の3月
22日の北海道新聞で特別交付税の交付額の記
事を見ました。それと4月10日に国交省が担
当しています道路除雪費の特例措置としての
追加配分という表現がありましたけれども、
金額を見て、いずれもお隣の町との比較が極
端でございまして、これは困ったことになっ
たというのが最初の問題に対する取っかかり
でございまして。今日まで様々な方から事情を
聞いたり、なぜこうなったのか、岩見沢がな
ぜ優遇されたのかという感じで見えておまし
て、そこで今日お伺いしたいのは、この特別
交付税が最終的には10億5,900万円が交付額
でございました。これは何回か除排雪の補正

がございまして、最終日の12号の専決による
補正の前は17億2,000万円の予算でございま
したから、この決算額と比較しますと6億
6,000万円の穴があいたと、こんなことになっ
ています。これはいずれも、当初スタートし
た当初予算と比較して増えた要素は除排雪で
あります。豪雪に伴う除排雪経費として増え
たわけでありまして。5億7,000万円、それをい
ずれも特別交付税としての財源を見て、そし
て予算が決められたと承知しています。この
特別交付税、仕組みも含めて特別な財政需要
でありますから、ましてや過去にないような
記録的な豪雪と、こういうことを踏まえて、
特別交付税に文字どおりなじむものでありま
す。特交によりかからなければいけない、こ
ういう状況が美唄市にあったわけでありまし
て、岩見沢と同様であります。ここのところ
を最終的には今回の議会で専決承認というこ
とで初日に出てきましたが、最終的にはこの
5億7,000万特交を減額しました。今年の9月
の決算では大幅な歳入欠陥ということには、
そういう結果には見えない。現計予算と比較
して決算額見ますとどうでしょうか。9,000
万円ぐらいの差くらいでしょうか。ですから
決算額では歳入欠陥ではないことになります。
しかし経過を見ますと、文字どおり大幅な不
足、当初の見積りから見れば不足をきたした。
これは紛れもない事実だと思ひます。なぜだ
ったのかということでありまして。初日の一般
質問、松山議員の一般質問でも市長は、この
3月に即行動を移されて、東京に行って事務
次官までお会いをされたという話も聞いてご
ざいまして、こういったことも含めて、その
対応をした結果、これらがどのように確保さ

れるのか。年度はもう既に終わっていますから、本年度以降ということになるかと思いますが、特交の確保見通しについて、ご答弁をいただきたい。それから先ほど少し触れましたが、この臨時特例措置の補助金でございます。3年前も収入実績があるということですが、私は正直申し上げまして、この補助制度を承知していませんでした。というのは予算上、出てないんです。ということは、来るか来ないかわからないという内容のものなのかもしれません。しかし補助制度ですから、しっかりとした支出の根拠があって、補助金の交付にあたってどれだけお金がかかったから、それに対して補助をします。掴みでもそれなりの根拠を持つはずであります。どうもこの辺もよくわからない。これは明確でありまして岩見沢は3億1,400万円、どれだけの要望がこの時点で出されたのか。要望というのもよくわかりませんが、補助ですから申請額だと思うんですけど、これは要望らしいです。26億円の予算は要望です。当初、14億3,000万が26億円と。これは道新さんの記事で読んでいるんですけど。それで12億余り、当初予算より不足をした。それに対して3億1,400万円、お金が来たということになります。美唄は4億7,000万の当初予算に対して9億8,500万円、いわば補正後の予算としてあった。ここできたのが0だと。理由は書式の中に要望額というところに記載がなかったと。それに対しては、それぞれの言い分が載っておりますが、出す側の言い分を聞かなければならないわけです。申請するというのは要望する側。もちろん大事ですが、出す側は分かなければ、聞いてもらうしかないのではないかと、

確認されていないぞというこういう言い方、これは取りつくしまもないです。あんた方が聞いてないから交付できなかったんだと、こんなような話。公金を使ったお金の問題であれば、非常にアバウトな国の仕組みだという気もいたします。しかし美唄の財政、文字どおり経常収支率は100を超えていますから、経常的経費を経常的収入で充当出来ない。臨時的な経費でなければ経常経費も賄えないという状況ですから、この特別交付税も恐らく除雪費の補助、臨時的な意味合いがあるということです。ここをしっかりと確保しなければ、財政運営は出来ない。こういう状況を考えますと、やはりこの問題に関してはしっかりと、何でだったのかということの要因を把握して、要因を掴んで、時にはミスがあったのか含めて、厳しく対応しなければならない問題だろうと思うわけです。その辺の考え方、市長は直接行動を移されておりますので確保の見通しも含めて、ご答弁いただければと思います。財産運営の二つ目は、財政調整基金についてであります。財政調整基金に関しましては、財政調整基金条例、古くからあります条例に基づいて基金の運営がされています。ルールがきちっと定められています。私は従来からこの基金に関して美唄の財政規模、それから抱えている財政状況から見て、あるべき基金の残高というのはいくらなんだろうかと。といいますのは、しばらく前ですが、11年、12年ぐらい前でしょうか、基金残高14万円というのが2年続いたことがございます。財政の非常に逼迫した時期でありまして、前の前の市長の時、財政健全化に入りまして、前市長、ご苦労された。そういったことで毎年、財調

が増えてまいりました。9億円を超える財調というのを決算されましたのは一昨年であります。しかしこれは、計画的に積んだということではなくて、歳計剰余金の半分を積むと。いわば、流れに乗っかって、自分の意思でこれだけにしようと、美唄市の財調をこれだけ持っていこうという意思のもとに積んだわけではないと感じます。そこで私は、この財政調整基金というものを、今さらこの必要性についての議論をいたしません、あるべき基金残高、どのように考えるのか。ある市では、一般財源の10%、美唄でいえば90億が一般財源ですから9億円。それからある市では、標準財政規模の5%、標準財政規模は美唄の場合は大体70億前後ですから7億円と。このベースにおくので開きがあるわけです。この辺をどのようにお考えになっているのか。それから、基金の運営に関してであります。基金条例には大きな縛りがございまして、一つは、どれだけの基金を毎年積むのか。これは交付税の標準財政需要額の100分の1と定められておりまして、これにつきましては大体6,000、7,000万、毎年積むということになっておりますが、これは積んだ記憶がございません。開闢以来ないのではないかとということでもあります。昭和36年の条例でありますから、ずっとこの条項で積んではないということでもあります。全て決算剰余金、歳計現金の処理として積んでいるわけですが、この基金の運営は厳格でありまして、使用についても、限定されています。何でも使えるわけではないわけでもあります。一方、この基金というのは、年度間の財政調整、長期的な視点でありますけれども、年度間の財政調整ということであ

りますから、やはり市長にとりましても、ある程度、使い勝手の良い、そういう考え方を持ってなければならない。これは取り崩すとかではなくて、今ある現金をどのように運用するかということでもあります。短期資金の運用についての決めはありますが、長期資金の運用についての決めがありません。繰替え運用制度と言いますが、これらもこの条例の中に明示すべきだ。ただし、繰替え、繰戻ししなくてもいいという、そういう内容ではなくて、しっかりと計画的に返していくという前提で、この繰替運用を制度化すべきではないだろうかという考えを私は持っておりますが、そのことについてお答えをいただきたいと思っております。2つ目の項目は、住宅行政についてであります。空き家等の対策については、今日もお二人から発言がございました。私は4項目について、質問通告をしていますが、1点目の除却と法令に関して、これまで措置した除却事例、除却に要した費用、財源、費用の回収状況、ここまでは既にご答弁がございましたので、これについては割愛をしたいと思います。議長においてよろしくお取り計らいいただきたいと思っておりますが、残りの除却執行までの根拠法令に関してお尋ねをいたします。先ほどの質問にもありましたけれども、空き家対策のためのいわゆる特措法、ここにはいわゆる行政代執行、行政略式代執行とありますけれども、この行政代執行に係る諸手続きに関しましては、具体的な決めがございません。しかし、地元の美唄市として、緊急安全措置を行わなければならない事態があるわけです。先ほど来からも議論ございました。これは何を根拠に置くかということと個別法であり

ます。災害対策基本法の例が出されました。この他にも、交通安全の問題、建築基準の問題、個別法がございます。この法律によりかからなければ出来ないわけでありましたが、この費用の回収に関しましては、美唄市の判断で行えば、個別法で行えば、やった分に関して費用の回収は出来ないわけでありまして、やった分に関して。先ほど来、市長もそういうご答弁がございました。これらを何とかしようということで先進自治体は、既に取り組んでおります。早いところでは、法律のできる前から2015年の法律の前から自治体独自で条例を決めて、この問題に取り組んでいます。民法用語では即時強制ということだそうありますが、例えば、隣の空き家から木が伸びてきて侵入してきた。邪魔でしょうがないということで市に依頼があったら、この伸びてきたやつをちょん切る。これを言うならば、緊急安全措置に入るそうであります。これは軽微な措置ということになります。一方、雪がいっぱい崩れかかっている。心配でしょうがない。これを何とかするといのは、これは即時強制であります。重要な案件であります。これらの根拠を条例において、そして民事法の立場からこの費用に関して、回収できる道を作っているということは、参考書に書かれておりました。これは民法ですから、時間もかかることがあろうかと思いますが、いずれにしても、市が回収出来ないものを回収できる手だてがあるということでありまして。しかし根拠が必要でありますから、この根拠を明確にしておく必要があるのではないだろうか。人の財産ですから、たとえば枝を切るにしても、後でクレームがつく場合があります。

しかし、これを市の判断で、環境の問題とか近隣との問題とかでやりきれると、そういう法解釈をして条例を作ったところがございまして。私は今美唄市がありますこの独自の条例、これを見直して、その条項に関して、緊急安全措置、即時強制、警備の措置、これらについて一つ、そこに挿入すると。改正に向けた検討をすべきでなかろうかと思いますが、お考えをお尋ねしたいと思っております。それから解体助成と宅地課税に関してであります。これも5月の広報、それから、最近の北海道新聞の報道がございました。空き家住宅等の解体助成金交付規則も3月の末に出来ております。ここでは最大100万円、除却費用の2分の1を限度として、100万円を助成するという内容であります。しかし、この交付規則には予算の範囲内というのが載っております。大体補助金に関しては、形として載っておりますけれども、既にあります耐震を免震化すると、こういうことで載せています。これも補助金の規則が美唄にはございまして。これには、予算の範囲内という文言はありません。聞くところによれば、この交付申請、お問合わせが30数件あるということでありまして。これに対して限度額が100万円。予算総額が1,000万。この限度額について、30数名の方が仮に限度額を申請ということになりますと、3,000万円を超えるわけでありまして。予算の3倍超を上回るわけでありまして、そこまではいかにしても、この予算不足が生じた場合、どう対応するのか。ぜひ期待感も強いものがございますから、この限度額の考え方についてお尋ねしたいと思っております。それから、次は固定資産税のことですが、住宅用地の特例課税

があります。宅地であればその土地代が課税標準6分の1まで落とされます。しかし壊せば元に戻ってしまう。行政執行であれば勧告段階で元に戻る。減免規定がなくなる。美唄の土地の代金は地価が下がっておりまして、そういうご負担を考える人が余りいないのかもしれない。しかし、一方で税金が上がるということは間違いのないわけでありまして、これらをそれぞれの自治体が独自で、この減免規定の扱いを定めて、そして解体しても一定期間は減免を延長していきますよということを決めているところがあります。あわせて、善良な管理を行わなければならない管理者が、所有者が何もしない。一種のモラルハザードです。黙っていたら何とかなるだろうと。これらを何とかするために、税制面でそういうところは家が建っていても宅地とみなさないと、こういう扱いをしている自治体もあります。これはもうアメとムチです。これらのことの先進事例がございますので、この特例課税に関して、見直しをするお考えがないのか。私は必要でなかろうかと思いますが、お考えをお尋ねします。次に、相談業務であります。広報にも、それから空き家対策、計画、これにも明確に相談窓口が定められました。危機管理から住宅所管になったわけでありまして。これまでどんな相談事例があったか。それから、今後取り組む相談の範囲、どう想定されて、それにどう応答されようとしているのか、お伺いしたいと思います。空き家対策の最後でありますけれども、人員配置と庁内体制についてであります。これは、この4月から所管が変わりまして、しかし、職員配置図を見ますと、従来の職員配置体制としか見れない職

員配置状況であります。これらの業務量を図りながら、職員配置をなさったんでしょうが、私はこの業務量から見て、いわゆる業務の兼務で行われるものではなかろうと思うわけですが、庁内の連携体制含めた、これらについての整備状況についてお伺いしたいと思います。大きな項目の最後であります、豪雪対策について伺います。豪雪対策に関して、先ほども質問がございました。岩見沢から少し遅れて対策本部を設置されました。具体的にどんな取り組みをされて、そして、それぞれの取り組みの状況を踏まえて、対策本部としてどのような総括をしたのか。特に、除排雪事業に関しましては、市民生活を守るためにどんな総括をしたのか。そして今後の対策にどのように反映しようとしているのか、お伺いをしたいと思います。この場からの質問は以上です。

●議長金子義彦君 ただいま紫藤議員から申し出のありました、質問項目の割愛につきましては、議長において措置いたします。

市長。

●市長板東知文君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

歳入確保についてであります。初めに、総務省所管の特別交付税につきましては、普通交付税では十分捕捉出来ない財政需要額に対し、12月と3月に交付されておりますが、交付決定額の9割近くを占める3月交付分の大半が地方からの要望等に基づき、国が算定している特殊事情分であり、この内訳は明らかにされていないところであります。このため、予算計上にあたりましては、当初予算におきまして、前々年度の特別交付税決定額を

基準とし、これに算定可能なルール分の増減額を勘案し積算しているところでもあり、補正予算におきましても、豪雪に伴う対策経費などの特殊事情分は、国が特別交付税で措置すべき経費であるとの考え方から、特別交付税を財源として予算計上し、要望を行っているところでもあります。次に、特別交付税における除排雪経費につきましては、3月交付分において算定されているところであり、配分額の算定にあたっては、国への基礎数値報告における調査時点での支払い額と過年度の決算額をもとに年間の経費を見込んだ上で決定されているものと考えております。令和2年度においては、本年2月11日時点での支払い額が最終報告となったため、結果として、それ以降の除排雪経費は本市の配分額には反映されなかったものと推測しているところでもあります。このため、本市の厳しい財政状況を早急に国に説明し、理解を求める必要性があると判断し、4月20日、総務省に出向き、直接、幹部職員にお会いし、本市の実情を説明するなど、令和3年度における特別交付税措置に関する緊急要望を行ったところでもあります。次に、国土交通省所管の道路除雪費に関わる臨時特例措置の補助金につきましては、地方財政法第16条に規定する補助の交付に基づき、国が地方の状況を把握し、必要に応じて国の判断により、交付されるものでありますが、この配分がなかったことを受け、第1回市議会定例会終了後の3月30日に上京し、国土交通省から説明を受けたところ、北海道を經由した本市からの要望がなかったことが判明いたしました。これは、例年行われている調査票の様式が年度途中に変更となり、要

望額を記入することとされたものの、従来どおりの調査と判断し、未記入としたことによるものであります。このことから、国に対しましては、令和3年度の配分に向けた措置について、緊急要望を行ったところでもあります。なお、本市と同様の考え方により、調査票に要望額を記入せずに北海道へ報告した市町は空知管内24市町のうち、本市を含む6割の14市町であったことを確認しております。本市の厳しい財政状況においては、財源の有効活用と歳入確保が極めて重要であることから、今後とも、国や道の補助制度につきましては、的確な情報収集と関係省庁への要望等、適切な対応に努め、財源確保に万全を期してまいります。次に、財政調整基金についてではありますが、財政運営にあたっては、当該年度の収支均衡にとどまらず、中長期的な運営が基本であり、年度間の財源調整機能としての財政調整基金の役割は重要であると認識しております。特に、災害の発生や経済状況の著しい変動による税収の減少など不測の事態が生じた場合において、市民サービスの低下を回避するために必要とする財源でもあることから、一定規模の積立金を確保しておく必要があります。積立金の積立額の規模につきましては、国が示す明確な基準はないところではありますが、総務省の調査では、標準財政規模の5%から10%としている自治体が最も多く、本市といたしましても、標準財政規模の10%を目安として、考えているところでございます。次に、積立額の推移につきましては、平成21年度から7年間実施した美唄市財政健全化計画期間中において、徹底した管理経費の節減や職員給与の削減などに取り組むととも

に、積立てを行った結果、令和元年度末において、約9億1,300万円となったところであります。令和2年度末における基金残高は、除排雪経費の増加等による収支不足に充てるため、基金を取り崩したことにより、約4億4,600万円となっておりますが、令和3年度においては、令和2年度決算における歳計剰余金の積立てとして、2億3,000万円を予定しており、年度末残高は約6億7,600万円となると見込んでいるところであります。今後におきましても、財政状況を踏まえながら、さらなる積立てを検討してまいりたいと考えております。次に、基金の繰替運用につきましては、地方自治法第241条第2項において、基金の目的に応じて、確実かつ効率的に運用することなどが定められており、本市においても、財政運営上の資金調達的手段として、各基金条例の規定に基づき、内部の運転資金として有効活用しているところであり、財政調整基金については、条例第5条に定める一時運用の規定により、短期運用を行っているところでございます。なお、財政調整基金条例は昭和35年の制定後、改正がないまま相当年数を経過しているところであり、今後、繰替運用の在り方を含め、他自治体の状況も参考としながら検討し、必要な見直しを行ってまいります。次に、空き家対策についてであります。解体助成と宅地課税につきましては、今年度から美唄市空き家等対策計画に基づき、空き家住宅等の解体を行う場合、その費用を助成するため、美唄市空き家住宅等解体助成制度を創設しております。空き家住宅解体助成金限度額の考え方についてであります。昨年度実施しました空き家対策に関する実態調査か

ら、市内に689件もの空き家の存在が判明したことと、昨今の豪雨、豪雪災害による空き家の損壊など、周辺環境への悪影響を回避する観点から、危険空き家の解消が重要であり、空き家住宅等の構造及び規模等によっては、解体工事費が200万円程度かかる場合も想定されることから、助成金については、解体工事費の2分の1、100万円を限度額に設定したところであります。次に、本助成制度につきましては、申請件数のうち、空き家等対策協議会において協議を行い、空き家の倒壊等の危険性の高いものから順に助成決定していく考え方であります。また、助成金の上限額100万円につきましても、申請状況に応じて変更するものではございません。次に、固定資産税、住宅用地の減免規定につきましては、私としましては、固定資産税の特例措置が空き家解消の妨げとなっていることは認識しているところであります。このことにつきましては、全国市長会から国に対し、空き家の発生抑制に資する固定資産税等の住宅用地特例の在り方の検討を提言しているところであり、今後は、それらの国の法改正に注視しながら、条例の在り方を含め、検討してまいります。次に、相談業務につきましては、都市建築住宅課が担当窓口となっております。これまでの相談事例としまして、雪の重みによる空き家の倒壊によるものや、屋根からの落雪による周辺被害、持ち主及びその相続人が不在となった空き家に対する近隣からの苦情、相談など、様々なものが寄せられております。このため、空き家の管理や活用についての助言及び指導のほか、相続と法律の専門的なことにつきましては、札幌司法書士会が運営する無料の空

き家相談ダイヤルなどを紹介するとともに、関係機関との情報共有を図り、対応してまいります。次に、人事配置と庁内体制につきましては、空き家対策における空き地への対策も含め、倒壊による応急対応や除却、中高住宅としての斡旋、さらには、適正な維持管理を促す指導等、様々な取り組みがありますので、「市空き家等対策検討委員会」において、庁内関係部局が横断的な連携を図り、対応しているところでございます。次に、豪雪対策の総括についてであります。豪雪対策本部の取組につきましては、市民の皆さんの安全確保や災害の発生に備えるため、美唄市豪雪対策本部設置要綱に基づき、本年1月5日に美唄市豪雪対策本部を設置し、本年4月26日に廃止するまでの間、対策本部会議を16回開催しているところであります。会議におきましては、美唄市豪雪対策マニュアルに基づいた取り組みを確認するほか、気象警報発令情報や気象予報情報の収集、道路除排雪の状況や福祉除雪、間口除雪、雪害による人的被害、公共施設や農業施設等の被害、学校の休校情報や市民バスの運行状況などについて取りまとめ、庁内関係課との情報共有を図ってきたところであります。また、雪害対策につきましては、道路の除排雪を拡充したほか、福祉除雪や間口除雪による高齢者等の安全確保、75歳以上のひとり暮らし世帯の巡回、市内53か所の公共施設の除排雪や河川の雪割り等を実施し、市民生活及び施設利用の安全確保を図ったところであります。さらには、除雪時などの事故防止啓発活動として、広報紙メロディーや市ホームページなどを通じて、市民の皆さんにお知らせしたところであります。

令和2年度は過去最大の降雪量でありましたが、市民の皆さんをはじめ、関係機関団体のご協力により、市民の安全が一定程度確保されたものと考えております。今後につきましても、冬季において市民が安全で安心して暮らすことができるよう、災害の拡大防止に努めてまいります。次に、道路の除排雪の実施状況につきましては、近年において大雪であった平成23年度を教訓に直営で行う幹線道路の除排雪方法を工夫したほか、委託業者で行っている生活道路の拡幅除雪がスムーズに行えるよう、空地などへ押し込んで生じた雪山を頻繁に排雪するなど、通行の確保に努めたところであります。なお、苦情の件数につきましては521件で、平成23年度の1,288件と比べた場合、約60%の減となっているところであります。今後につきましても、降雪状況に応じた除排雪に最大限努めてまいります。除雪の時間帯、方法に関する苦情や課題もあることから、これらを検証し、より良い生活環境の向上が図られるよう、一層取り組んでまいります。

●10番紫藤政則議員 不規則発言聞いていただきまして、ありがとうございました。

財政運営は金がちゃんと来るのかということは、結果が出ますから、あえてこの場でだめ押しはいたしません。ぜひ市長、確保できるようによろしくお願ひしたいと思っております。住宅行政ですが、先ほど除却施行から根拠法令に関して、市の独自の条例を手直しするべきだと。これは緊急の安全措置として、即時強制等の規定を乗っけるべきではないかということをお申し上げました。そのことをご答弁いただきたい。それから、これは今回の

メインなんですけど、空き家問題です。私もこの豪雪に関しまして、豪雪の最中は余り声が聞こえませんでした。こうやって雪解けた状況になりましたから、いろんな方の話を聞くようになりました。とてもじゃないけど、ここにいられないという声であります。これは住宅の空き家対策等と一緒になんですけど、年齢いつているひとり暮らしの方もそうですし、高齢者の方も、夫婦世帯もそうですけど、この際、美唄を去って子供のところに行こうかというきっかけに、この空き家問題、そして豪雪問題も、いわば真剣にこの問題を考えるということでもあります。私は、この空き家対策の人の配置のことで、空き家予備軍と呼ばれています高齢者単身世帯と高齢者の夫婦で住んでおられる世帯というのは、これは統計がございまして、国の統計ですけど、美唄は65歳以上の持家単身1,360戸あります。それから、65歳以上の持家夫婦、1,480戸あります。合わせまして2,800戸余り。これらの方々、いわば、この識者に言わせれば、空き家予備軍という表現をしています。いずれ、自分で持家を抱えて暮らしていけなくなるだろうということでもあります。こういう方々の相談はどこにするかということでもあります。私は今、相談窓口でやっている業務の中は、この計画にある課題を、対策、抱えている課題について、背負いこむものだろうと思います。移住・定住対策にも関係する部分もありますでしょう。それから、福祉の福祉除雪等に関するものもあるかもしれません。施設の入居に関するものもあるかもしれません。いずれにしても、住替えの場合にあっても美唄にお住まいいただき続けると、こういう前提で受付窓

口の中でトータル的にご相談できる体制が必要だと思うんですよ。そのために、やはり人生経験豊富で、様々な部署を経験して、傾聴と人の声に耳を傾けることができる、そういった経験豊富な職員を専門官として配置して、この空き家対策を美唄市の市政の課題として、大きな柱として取り組んでいただけないものかというのが私の気持ちであります。社会問題と言われておりますけれども、何を取り組むか、どこまでを守備範囲にするかで大きく変わってまいります。今後のことを考えますと、せっかく作った対策計画でありますし、向こう5年間の計画が出来たわけであります。空き家予備軍のことも含めて、そういう体制を講じるために専門職員の配置、ぜひ必要ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。豪雪対策については、空き家の関係と同様の趣旨でありまして、きめ細かに今後対応していただきたいということ、特にご答弁結構ですが、お願ひをしておきたいと思ひます。再質問といたしまして、例の自らの条例の除却に関して、緊急措置条項を加えるべきでないかということについてのお考え、それから空き家対策に関して、専門職員を配置すべきでないかという、この2点についてご答弁をお願ひしたいと思ひます。

●市長板東知文君 紫藤議員の質問にお答ひいたします。

初めに、財源確保について、今後とも最大限取り組んでまいりたいと考えております。それで、初めに空き家等適正管理に関する条例の見直しについてでございますが、これにつきましては他自治体の取り組みなどを調査し、即時強制、こういったものを含めて、さ

らに検討させていただきたいと考えております。同じく相談業務の職員配置ということもございますけれども、空き家の相談業務につきましては、現在、都市建築住宅課が中心となって、関係部局による横断的な協力体制のもと、必要な対応にあたっているところでございますが、相談にこられる市民の皆様に、今後とも適切な対応ができるよう、関係部局が一体的に連携するよう、体制のあり方について、さらに、専門的な人材の確保含め、さらに検討してまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 以上で一般質問を終わります。

これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後12時05分 散会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____